

【諮問（個人）第131号】

22川情個第53号

平成22年10月1日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に関する  
異議申立てについて（答申）

平成21年11月25日付け21川総声第612号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に係る全部承諾処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長は、平成21年9月24日付け保有個人情報開示請求全部承諾処分を取り消し、異議申立人が依頼した行政書士作成の平成21年1月22日付け「要望書」、同人作成の平成21年3月2日付け「要望書」及び異議申立人から平成21年2月13日に送信された件名「教育長あて内容証明郵便への速やかな決裁についてのお願い」の電子メールを対象公文書に含めて、改めて全部承諾処分をせよ。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年9月15日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して「川崎市総務局が家からの問い合わせや内容証明郵便などに基づき、『教育委員会に対して対応指示した』内容の記録のすべて」として保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は本件請求に対して、平成21年1月21日付け異議申立人直筆の市長への手紙を対象公文書とし、平成21年9月24日付けで全部承諾処分を行った。

異議申立人は「ほかにも文書があるはずだ。」として、平成21年10月30日付けで異議申立てを行った（当審査会諮問（個人情報）第131号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成22年2月22日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。なお、異議申立人の口頭意見陳述聴取は行っていない。

- (1) 本件保有個人情報開示請求の目的は、異議申立人に係る学校での問題について、何ら対応をしていなかった川崎市教育委員会に対して、「市長への手紙」を受理した川崎市は何らかの対応指示をしているのかどうかを明らかにすることである。
- (2) 今回開示された平成21年1月21日付けの市長への手紙を川崎市あてに送付した際に、あわせて平成21年1月22日付けで書類作成代理人行政書士（以下「行政書士」という。）が作成した文書を内容証明郵便で送付していた。したがって、教育委員会に対してもそれぞれの文書についての対応指示があったはずであり、開示されるべきである。
- (3) 上記の他にも処分理由説明書に記載されていた、平成21年2月13日付けで異議申立人が送信した件名「教育長あて内容証明郵便への速やかな決裁についてのお願い」の電子メール（以下「電子メール」という。）、平成21年3月2日付けの行政書士が作成し内容証明郵便で送付した文書についても開示されるべきである。
- (4) 申立人が「市長への手紙」として送付していたものを、実際には「市長への手紙」として取り扱っていなかったという点については、今回送付された処分理由説明書により初めて知った。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成22年1月7日付け処分理由説明書及び平成22年5月14日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 「市長への手紙」を対象公文書としたのは、第1に、所管が総務局市民情報室であること。第2に、月に数度「市長への手紙」を市長が閲覧し、対応方針を指示し、所管である市民情報室はその指示を受け、対応方針に沿った事業を実施する所管局にその指示を伝えるという事務処理の流れ（実際には市長の指示を伝えるもので、総務局が所管局に対応指示するものではないが）があること。第3に、市長の指示は「市長への手紙」の右肩部分に記載されること。以上3点が理由である。
- (2) 異議申立人に関連して送付された「市長への手紙」は次の4点である。
  - ア 平成21年1月21日付け市長への手紙（異議申立人作成）
  - イ 平成21年1月22日付け要望書（行政書士からの内容証明郵便）
  - ウ 平成21年2月13日付け電子メール（異議申立人作成）
  - エ 平成21年3月2日付け要望書（行政書士からの内容証明郵便）
- (3) 実施機関は全部承諾処分を行った際、平成21年1月22日付けの内容証明郵便により送付された「市長への手紙」については対象公文書としなかった。その理由は当該手紙の作成者が開示請求者本人ではなく、行政書士だったためである。その後、異議申立てを受け、異議申立人に確認したうえで、平成21年1月22日付けの内容証明郵便により送付された「市長への手紙」の写し及び市民の声担当のスタンプ印の通し番号についての説明文を異議申立人あて送付した。なおこの際、処分変更は行わず、情報提供として当該手紙の写しを送付した。
- (4) 電子メールについては、異議申立人が教育長あてに送付した内容証明郵便に対する回答の催促であり、所管局が直接対応するべきものと判断し、川崎市市長への手紙処理要領第3条第2項第4号の規定により、「市長への手紙」としての受付を行わず教育委員会へ送付した。したがって、「教育委員会に対応指示した」ものではないため開示対象公文書とはしなかった。
- (5) 平成21年3月2日付け行政書士から内容証明郵便で送付された要望書については、すでに回答したものに対して再度意見をいただいたものであったため、川崎市市長への手紙処理要領第3条第2項第3号の規定により、「市長への手紙」としての受付を行わず教育委員会へ送付した。したがって、「教育委員会に対応指示した」ものではないため開示対象公文書とはしなかった。なお、当該要望書は上記(3)に記載の平成21年1月22日付け「市長への手紙」を異議申立人に送付した際、併せて送付している。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件請求に係る個人情報の内容は、「川崎市総務局が 家からの問い合わせや内容証明郵便などに基づき教育委員会に対して対応指示した内容の記録すべて」と記載されている。この内容では開示を求めている個人情報の記録は何か一義的

には不明であるから、実施機関は開示請求者と協議して対象公文書を特定すべきであった。しかし、実施機関は本件においてそのような協議をせずに全部承諾処分を行ったうえで、異議申立人作成の平成21年1月21日付け市長への手紙を開示した。

- (2) 実施機関は、「 家からの問い合わせや内容証明郵便」には、異議申立人作成の平成21年1月21日付け「市長への手紙」及び異議申立人から送信された電子メールが該当すると判断した。そして、異議申立人作成の平成21年1月21日付け「市長への手紙」は、「市長への手紙」として受付処理され、市長の指示が記載されていることから、総務局が対応指示したものではないが、これを対象公文書とした。また、電子メールは、前記「市長への手紙」の回答の催促であるとして「市長への手紙」として受付処理しなかったことから、市長の指示が記載されていないため、対象公文書とはしなかった。

しかし、「 家からの問い合わせや内容証明郵便」には、異議申立人作成の平成21年1月21日付け「市長への手紙」及び電子メールだけでなく、異議申立人が依頼した行政書士作成の平成21年1月22日付け「要望書」及び同人作成の平成21年3月2日付け「要望書」も該当する。実施機関は、これら要望書は行政書士が作成したものであるから、行政書士の情報と判断したが、記録されているのは異議申立人の情報であるから、異議申立人の情報と判断すべきであった。実施機関は、個人情報の記録の開示等の請求に適正に対応するために、個人情報の記録が容易に検索できるよう個人情報の情報主体ごとに分類、保管し、個人情報目録を作成しなければならないが、実施機関は情報主体の判断を誤ったため、適正に対応できなかったものといえる。

また、実施機関は、電子メールは異議申立人作成の平成21年1月21日付け「市長への手紙」の回答の催促であり、行政書士作成の平成21年3月2日付け「要望書」はすでに回答したものについての再度の意見であることから「市長への手紙」として受付処理がなされず、そのため市長の指示が記載されていないことから、これら文書は対象公文書ではないとする。

しかし、一般市民が「市長への手紙」として文書を送付し、あるいは「市長への手紙」のフォームで電子メールを送信すれば、それは全て「市長への手紙」として受付処理されると理解していても不合理とはいえない。そのため、「市長への手紙」として送付等したにもかかわらず、「市長への手紙」として受付処理されていなければ、その情報を知りたい場合もあると考えられる。実施機関は、開示を求めている個人情報の記録は何か一義的には不明であるにもかかわらず、開示請求者と協議して対象公文書を特定していないのであるから、開示請求者が求めている情報の開示が受けられるように、対象公文書の範囲を広くとらえるべきである。実施機関は、総務局の指示ではなく市長の指示であっても対象公文書とした点では、対象公文書の範囲を広くとらえたといえるが、さらに市長の指示が記録されていなくても対象公文書とすべきであり、電子メール及び行政書士作成の平成21年3月2日付け「要望書」も対象公文書とすべきである。

- (3) 実施機関は、本件異議申立てがなされたことにより、情報主体の判断を誤って

いたことに気づき、行政書士作成の平成21年1月22日付け「要望書」及び同人作成の平成21年3月2日付け「要望書」の写しを異議申立人に送付している。これは、異議申立人の便宜を図る意図であったと思われるが、実施機関は処分の変更を行っていないので、本件異議申立てに影響はない。また、実施機関は平成21年9月24日付けで全部承諾処分を行っているが、これは前述したとおり対象公文書を誤った処分であるから、実施機関は、これを取り消して改めて全部承諾処分を行うべきである。

- (4) したがって、実施機関は、平成21年9月24日付け保有個人情報開示請求全部承諾処分を取り消し、行政書士作成の平成21年1月22日付け「要望書」、同人作成の平成21年3月2日付け「要望書」及び電子メールを対象公文書に含めて、改めて全部承諾処分を行うべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔
委員	葭葉裕子